

産業廃棄物処分業の経理的基礎に関する審査基準

(令和3年9月6日改正)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第10条の5第1号ロ(2)若しくは第2号ロ(2)又は第10条の17第1号ロ(3)若しくは第2号ロ(3)に定める、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有するための基準は次のとおりとする。

第1 営業実績が3年以上ある法人の場合

1 次の各号のいずれかに該当すること。

- (1) 直前3年の各事業年度における経常利益金額等（損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額をいう。以下同じ。）の平均額が0以上である。
- (2) 直前事業年度における経常利益金額等が0以上である。
- (3) 直前事業年度において債務超過でない。

2 前項に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する場合、収支計画に基づく経営診断書（今後5年間の事業に係る収支計画に基づいて中小企業診断士または公認会計士が作成した経営診断書をいう。以下同じ。）を申請書に添付し、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。

- (1) 直前事業年度において債務超過である。
- (2) 次のア又はイに該当し、かつ、直前事業年度における自己資本比率が0以上10パーセント未満である。

ア 直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均額が0未満である。

イ 直前事業年度における経常利益金額等が0未満である。

- (3) 直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均額及び直前事業年度における経常利益金額等が0未満であり、かつ、直前事業年度における自己資本比率が10パーセント以上である場合で、次のア又はイに該当する。

ア 経常利益金額等が、直前々事業年度（直前事業年度の1年度前の事業年度をいう。以下同じ。）において0以上、かつ、直前事業年度において0未満である場合で、経常利益金額等の伸率（（直前事業年度における経常利益等金額－直前々事業年度における経常利益金額等）／直前々事業年度における経常利益金額等）がマイナス200パーセント未満である。

イ 経常利益金額等が、直前々事業年度、直前事業年度においてともに0未満の場合で、経常利益金額等の伸率（（直前事業年度における経常利益金額等－直前々事業年度における経常利益金額等）／直前々事業年度における経常利益金額等）が100パーセントを超えている。

第2 営業実績が3年以上ある個人の場合

1 次の各号のいずれかに該当すること。

(1) 直前事業年度において資産の額が負債の額以上である。

(2) 直前3年のうち少なくとも1年分は所得税を納付している。

2 前項に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する場合、収支計画に基づく経営診断書を申請書に添付し、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。

(1) 直前事業年度において資産の額が負債の額以上であり、かつ、直前3年において所得税を納付していない年がある。

(2) 直前事業年度において資産の額が負債の額未満であり、かつ、直前3年において所得税を納付している年がある。

第3 営業実績が3年未満の法人及び3年未満の個人の場合

収支計画に基づく経営診断書を申請書に添付し、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。

第4 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第6項又は第14条の4第6項に規定する許可の更新申請にあつては、当面の間、第1の第1項各号のいずれにも該当しない者及び第2の第1項各号のいずれにも該当しない者は、収支計画に基づく経営診断書を申請書に添付し、その原因が新型コロナウイルス感染拡大の直接的又は間接的な影響による経営の悪化によること及び今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できることを経理的基礎を有するための基準とする。

第5 この審査基準は、令和3年9月6日から施行する。